令和7年度学生主役の鳥取県内就職応援業務プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1)業務の目的

鳥取県内企業への就職を志向しているものの具体的な業種や企業を模索している大学生等を 支援するため、鳥取県内外の主に2027年卒業予定見込の大学生等(以下「学生」という。) を対象として、学生が設置するブースを企業が訪問する「学生主役」のオンラインマッチング イベントを開催する。

(2)業務の内容

- (1)で掲げる目的を達成するため、「学生主役型」の学生と企業のマッチングイベントを実施及び運営すること。なお、イベントの実施及び運営にあたっては次の内容に対応すること。 ア 参加者の募集
 - (ア) 学生の参加者は20名以上とし、契約の相手方(以下「受注者」という。)にて募集すること。
- (イ)参加企業は鳥取県内企業20社以上とし、受注者にて募集すること。ただし、応募多数の場合や業種に偏りがある場合は鳥取県と協議のうえ選考すること。

イ 事前説明会等

- (ア) イベントの事前に学生にイベント趣旨や運営方法、参加の心構え等を説明し、学生が十分な準備のうえイベントに参加できるよう自己分析に係るワークショップの実施、自己 P R の例示等により支援すること。なお、説明実施時期は原則イベント実施の1か月前までの日を鳥取県と協議のうえ決定すること。
- (イ) イベントの事前に参加する学生同士で鳥取県内就職に向けた情報や悩みを共有できる機会を提供すること。
- (ウ) 学生が鳥取県内就職の志向を高めることができるよう、イベントの事前に学生にイベント関連情報を提供するとともに、自己PRの指導や関連スキルアップに役立つ学習機会の提供等、学生からのイベント参加に係る個別相談に対応できる体制を整えること。また、イベント後のとっとりインターンシップへの参加働きかけ等、イベントを経て参加企業をさらに深く理解する活動への誘導を行うこと。
- (エ) イベントの事前に参加企業にイベント趣旨や運営方法、参加の心構え等を説明し、企業が学生に自社の魅力を効果的にPRできるよう支援すること。また、最近の就職活動解禁前の学生の傾向や採用活動の手法、タイプ3のインターンシップの活用等、学生の県内就職意欲を高める手法について情報提供すること。なお、説明実施時期は原則イベント実施の2週間前までの日を鳥取県と協議のうえ決定すること。

ウ イベント当日の運営等

- (ア) 開催日はより効果的に業務の目的を果たすとともに学生が参加しやすい令和8年2月2 0日までの日を提案し、鳥取県と協議のうえ決定すること。
- (イ) 学生と企業が円滑にマッチングできるように運営すること。
- (ウ) 学生ブースを訪問する企業数に偏りが生じないよう調整を行うこと。
- (エ) 学生と企業が双方とも前向きな採用活動に繋げられるよう、フィードバックの機会を設けること。
- (オ) 希望する学生と企業、学生同士がイベント後も継続的に交流できるよう支援すること。
- (カ)本件業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」を遵守すること。

(3)業務期間

契約締結日から令和8年3月13日(金)まで

(4) 予算額

金2,000,00円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

(5) その他

業務を達成するために必要な一切の経費は、受注者の負担とする。

2 提案の募集方法

公募型 (参加資格要件を満たす者に広く企画提案を求める。) とし、この公募型プロポーザル (以下「本プロポーザル」という。) の実施要領等は令和 7年 7月 16日 (水) から同年 8月 12日 (火)までの間鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課ホームページ (https://www.pref.tottori.lg.jp/koyou-hataraki/) に掲載する。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者である こと。
- (2) 法人格を有していること。
- (3) 令和6年鳥取県告示第507号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争 入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参 加資格」という。)を有するとともに、その業種区分が「イベント・広告・企画」の「イベント 企画・運営」に登録されている者であること。
- (4) 本プロポーザルの公告日から企画提案書等(以下「提案書」という。)の提出期限までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本プロポーザルの公告日から提案書の提出期限までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

4 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、令和7年7月31日(木)午後5時15分までに、様式第1号「参加申込書」及び様式第2号「公募型プロポーザル参加資格確認書」(以下「参加申込書等」という。)を電子メールにより8のメールアドレスに提出すること。

なお、参加資格の確認結果は、令和7年8月8日(金)までに参加申込書等の提出者に通知する。

5 質問の受付

提案書作成についての質問は、令和7年7月23日(水)午後5時15分までに8に示す問合 せ先に対し、電子メールで行うこと。

なお、質問の回答状況は、鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課ホームページ (https://www.pref.tottori.lg.jp/koyou-hataraki/)で同月29日(火)までに公開する。

6 提案書の提出

(1) 提出方法

持参又は郵送

郵送による場合は、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準じるもの(親展扱いとすること。)によること。

(2) 提出期間

令和7年7月16日(水)から同年8月12日(火)までの間(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送による場合は、同年8月12日(火)午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 提出部数

7に示す書類各4部(正本1部、写し3部)

(4) その他留意事項

ア 提出された書類は返却しないものとする。

- イ 鳥取県に提出された書類は鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)の規定による公文書の開示の対象になる(同条例の規定による非開示情報に該当するものは除く。)ため、公開に際し、提出者が不利益になる情報は記載しないこと。ただし、提出された書類は提出者に無断で本プロポーザル以外の用途には使用しない。
- ウ 提案書の提出後、提案書に係る個別事項に不明な点がある場合は、鳥取県から質問事項に 関して文書で照会するので、これについての回答を速やかに文書等で提出すること。

7 提出書類

- (1) 企画提案書(A4サイズ)
- (2) 会社概要(会社パンフレットや会社ホームページの写し等でも可)
- (3) 見積書

宛名は「鳥取県知事 平井 伸治」とし、経費の明細を算出した上でその経費(内訳を含む)を 記載し、消費税及び地方消費税の額を含めた見積金額とすること。課税事業者にあっては、内 訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

なお、1の(4)に示す予算額を超える金額が記載された見積書は無効とする。

- (4) 企画提案の内容を理解するために参考となる書類(様式任意、A4サイズ5枚以下)
- 8 書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課 電話 0857-26-7662 電子メール koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp

电丁/ - /レ koyou-natarakreprer. tottorr. rg. Jr

9 選考

- (1)提出された提案書を比較検討し、提案者の順位付けを行うため、「鳥取県公募型プロポーザル 方式受注者選定等審査会(令和7年度学生主役の鳥取県内就職応援業務プロポーザル審査会) (以下「審査会」という。)」を設置する。
- (2)審査会の審査員は、別添「令和7年度学生主役の鳥取県内就職応援業務プロポーザルに係る 審査要領」(以下「審査要領」という。)に基づき、提案書の内容を審議し、最も優れた企画提案 をした者(以下「最優秀提案者」という。)を選定する。
- (3)審査は書面及びプレゼンテーションに基づいて行う。プレゼンテーションの実施については 提案者に別途、令和7年8月上旬頃に通知する。なお、提案者に対しては、書面審査期間中必要 に応じて、審査員からの質疑への回答及び追加資料の提出等の対応を依頼する場合がある。
- (4) 本プロポーザルに関して、審査会の審査員又はその予定者に対し事前に働きかけ等を行った 者は、提案書の内容にかかわらず失格とする。
- (5) 審査結果は、提案者全員に文書で通知する。

10 契約

(1) 契約の締結

9(2)により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書(明細書含む。)を徴して契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。

なお、協議が不調のときは、審査要領に基づき順位付けをした上位の者から順に契約締結の 協議を行う。

(2) 契約保証金

受注者は、契約保証金として本件業務に係る委託料の上限額の100分の10以上の金額を

納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合 がある。

11 本プロポーザルのスケジュール

令和7年 7月16日(水)プロポーザル公募開始

7月23日(水)質問事項の締切

* 質問内容の回答状況は7月29日(火)までに鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課ホームページで公開する。

7月31日(木)参加申込みの締切

8月12日(火)提案書の提出期限

9月下旬 審査結果の通知及び契約締結

12 その他

(1)提案書の無効

3の参加資格のない者が提出した提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする。

(2) 参加費用

本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 暴力団の排除

受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨を契 約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受注者は違約金として本件業務に係る委託料の上限額の10分の1に相当する金額を 鳥取県に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する 場合がある。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項 に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。) であると認められるとき。
- イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行った と認められるとき。
 - (ア)暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - (イ)暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その 他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- (キ)暴力団もしくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
- 2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者(以下「従事者」という。)が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。 (目的外保有・利用の禁止)
- 第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又 は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

(再委託等の禁止)

- 第5条 乙は、業務を第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会 社をいう。)を含む。)に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録 で承諾した場合には、この限りでない。
- 2 前項ただし書の場合には、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者 (以下「再委託先」という。) にも遵守させなければならない。
- 3 前項の場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。 (個人情報の引渡し)
- 第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。
- 2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面 又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 乙は、業務において利用する個人情報(業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

(安全管理措置)

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用(以下「漏えい等」という。)の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(研修実施時における報告)

- 第8条の2 乙は、その従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に当該従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、甲が指定する方法で報告しなければならない。
- 2 第5条第1項ただし書により再委託先がある場合には、乙は、再委託先に対し、前項の研修を実施させ、同項の報告を受けなければならない。
- 3 前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。 (事故発生時における報告)

- 第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知った ときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指 示に従わなければならない。
- 2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関す る情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

- 第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は 引き渡すものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄(消去を含む。以下同じ。)するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

- 第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について甲が指定する方法で報告しなければならない
- 2 第5条第1項ただし書により再委託先がある場合には、乙は、再委託先から、前項の報告を受けなければならない。
- 3 前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。

(監查)

- 第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙(再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。)に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。
- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

- 第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第29号)又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。
- 2 乙又は乙の従事者(再委託先及び再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務において 利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなけれ ばならない
- 3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

- 第15条 乙が業務を行うために死者情報(鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。)を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。
- (注) 甲は鳥取県、乙は受注者をいう。

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記仕様書

甲及び乙は、この契約による業務を処理するための個人情報及び死者情報の取扱いについて、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」(以下「特記事項」という。)を遵守するに当たっては、次の仕様のとおりとしなければならない。

1 基本的事項(特記事項第1条関係)

甲は、乙に対し、個人の権利利益を侵害することのないよう、この契約による業務に係る個人情報の適正な 取扱いについて次表のとおり教示する。

(1) 甲から受託した事務に係る個人情報の適正な取扱いについて講じなければならない安全管理措置の対象は、 個人データに限定されるものではなく、個人情報全般に対し及ぶものであること。

[個人情報の保護に関する法律第66条第2項]

(2) 個人情報保護委員会から示されている「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」別添「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」に準ずること。

[個人情報保護委員会URL https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/#gyosei Guide]

(3) 個人情報保護委員会から示されている「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(個人情報取扱事業者等に係るガイドライン)」の企業規模別での取扱いを参酌して差し支えないが、これをもって(2)の基準を免れるものと解釈してはならないこと。

[個人情報保護委員会URL https://www.ppc.go.jp/news/]

2 第三者への提供の承諾(特記事項第4条関係)

特記事項第4条ただし書に規定する甲の承諾は、施行文書番号(甲の電子決裁等システム(鳥取県文書の管理に関する規程(平成24年鳥取県訓令第2号)第2条第1項第9号に規定する電子決裁等システムをいう。)を利用して取得した番号をいう。以下同じ。)を付した書面又は電磁的記録で行うものとする。

3 再委託等の承諾(特記事項第5条関係)

特記事項第5条第1項ただし書に規定する甲の承諾は、施行文書番号を付した書面又は電磁的記録で行うものとする。

- 4 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しに係る指定(特記事項第6条関係) 特記事項第6条第1項に規定する甲の指定は、次に掲げる基準の中から定めるものとする。
 - (1) 方法
 - ア 個人情報の記録媒体が用紙である場合 手交又は郵送
 - イ 個人情報の記録媒体が電磁的記録である場合
 - (ア) 当該電磁的記録を有形物 (光ディスク) に収録する場合 手交又は郵送
 - (イ) 当該電磁的記録を無形物 (ファイル) のままとする場合 甲が指定するファイル交換システム、電子申請システム、オンラインストレージシステム等の利用
 - (2) 日時

甲乙間において、事前に協議して定める。

(3) 場所

甲の事務所又は後記7(1)表中④の作業場所の所在する乙の事務所

- 5 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しに係る記録(特記事項第6条関係)
 - (1) 特記事項第6条第2項の当該個人情報を預かる旨には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - ア 引渡者たる甲の名称等
 - イ 受領者たる乙の名称又は氏名
 - ウ この契約又は業務の名称
 - エ 乙が引渡しを受けた個人情報の名称等

- オ 乙が引渡しを受けた日時及び場所
- (2) 特記事項第6条第2項に規定する電磁的記録の交付は、甲乙間の協議により、次に掲げる基準の中から 定めるものとする。
 - ア PDF形式のファイル

次に掲げるいずれかの方法で甲に対し送信すること。

- (ア) 甲が指定するファイル交換システム、電子申請システム、オンラインストレージシステム等の利用
- (イ) 甲が指定する電子メールアドレスを宛先とする電子メールへの添付 乙があらかじめ甲に届出をした電子メールアドレスから送信するものに限る。
- イ 甲が指定する電子メールアドレスを宛先とする電子メールへの直接記入 乙があらかじめ届出をした電子メールアドレスから送信するものに限る。
- 6 複製・複写の承諾(特記事項第7条関係)

特記事項第7条ただし書に規定する甲の承諾は、施行文書番号を付した書面又は電磁的記録で行うものとする。

- 7 乙が甲と同等の水準をもって講じなければならない安全管理措置(特記事項第8条関係)
 - (1) 個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により、乙は、業務において利用する個人情報を取り 扱うに当たり、当然に、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい等の防止その他の当該個人情報 の安全管理のために必要かつ適切な措置(以下「安全管理措置」という。)を講じなければならないとこ ろであり、特記事項第8条においてもこの旨を確認したところである。

ついては、乙は、乙が業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、その安全管理措置について 甲と同等の水準を確保するため、次表のとおり所要の措置を講ずるものとする。

- ① 乙は、業務において利用する個人情報等の安全管理について、内部における責任体制(個人情報等の漏えいの発生等に備えた連絡・対処体制を含む。)を構築し、その体制を維持しなければならない。
- ② 乙は、業務において利用する個人情報等の取扱いの従事者を定め、併せて当該従事者の中からその責任者 (以下「責任者」という。)を定め、前記①の責任体制とともに、あらかじめ甲に報告しなければならない。 これらを変更しようとするときも、同様とする。
- ③ 前記5及び後記8について遵守する。
- ④ 乙は、業務において利用する個人情報等を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を特定し、あらかじめ甲に報告しなければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。甲は、特記事項第12条に基づき、必要に応じて作業場所の現況を確認するものとする。
- ⑤ 乙は、業務において利用する個人情報等を作業場所から持ち出してはならない。ただし、あらかじめ甲が 書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りではない。
- ⑥ 乙は、業務において利用する個人情報等を運搬する場合は、その方法(以下「運搬方法」という。)を特定し、あらかじめ甲に報告しなければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- ⑦ 乙は、業務において利用する個人情報等について使送、郵便、電子メールその他のインターネットの利用 等により外部に送付する場合は、その方法(以下「送付方法」という。)を特定し、あらかじめ甲に報告しな ければならない。その特定した送付方法を変更しようとするときも、同様とする。
- ⑧ 乙は、従事者をして前記⑦に基づき報告した送付方法により業務において利用する個人情報等を送付させる場合は、次のアからエまでに掲げる事項を遵守させなければならない。
 - ア 送付先及び送付物に誤りがないか確認すること。
 - イ 送付先の情報及び送付内容が第三者に知られないようにすること。
 - ウ 送付物の内容により適切な送付方法を選択すること。

郵便にあっては、郵便追跡サービスを付加するもの(特殊郵便)を用いること。ただし、乙において、 差出人、受取人、郵便の種類、取扱区分及び特徴、貼り付けた切手等の支払い済みの郵便料金、差し出し た場所並びに差し出した日時を記録し、もって郵便物等事故調査の依頼を可能とする場合には、この限り でない。

- エ 上記ア及びイについて従事者による送付の都度複数人により確認すること及び上記ウについて責任者が 了解していることその他責任者が指示した安全対策を講じること。
- ⑨ 乙は、この契約による業務を処理するために使用することとしたパソコン等(外部記録媒体を含む。以下同じ。)以外のパソコン等を使用してはならない。
- ⑩ 乙は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他情報漏えい等につながる おそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。

なお、クラウドサービスを利用する場合は、クラウドサービスに対する各種の認定・認証制度(ISMAP、ISO/IEC27001・27017・27018、JISQ27001等)の適用状況から、クラウドサービスの信頼性が十分であることを総合的かつ客観的に評価し選定すること。

- ① 乙は、業務において利用する個人情報等を、秘匿性等その内容に応じて、次のアからエまでに掲げるとおり管理しなければならない。
 - ア 当該個人情報等は、金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管しなければならない。
 - イ 当該個人情報等を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措 置をとらなければならない。
 - ウ 当該個人情報等を電子データで保管する場合、当該データが記録された外部記録媒体及びそのバックアップの保管状況及び個人情報等の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - エ 当該個人情報等を管理するための台帳を整備し、個人情報等の受け渡し、利用、複写又は複製、保管、 廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。
- (2) 乙が講じなければならない個人情報の取扱いに係る安全管理措置に関する情報については、政府(個人情報保護委員会ウェブサイト等)において公表されているので、乙は、業務において利用する個人情報等の取扱いを開始するに当たり、適宜、当該情報を参考とし、併せて、政府から配付されている資料、ツール等を参考とし、又は活用するものとする。
- (3) 乙は、この特記事項及びこの特記仕様書の解釈等、業務において利用する個人情報等の取扱いについて 疑義が生じた場合には、その都度甲に確認し、業務を行うものとする。この限りにおいて、甲は、甲にお ける情報セキュリティに係る管理体制の維持に支障がない範囲で乙に対し情報の提供等を行うものとする。
- 8 従事者等の研修(特記事項第8条の2関係)
 - (1) 特記事項第8条の2第1項の研修は、従事者(責任者を含む。)に業務において利用する個人情報等の 取扱いを開始させる前に少なくとも1回は行わなければならない。
 - (2) 特記事項第8条の2第1項の研修の内容には、少なくとも次表に掲げるものの受講を含むものとする。 ただし、乙において、次表に掲げるものと同等の水準以上のものと認める研修を実施する場合には、この 限りでない。
 - ① 政府広報オンライン「個人情報保護法の概要」の視聴

令和2年改正個人情報保護法の全面施行を受けた「個人情報保護法」の概要について、用語解説から個人情報取扱事業者が個人情報を取り扱う際の義務まで解説するもの。

(URL https://www.gov-online.go.jp/prg/prg25176.html)

② 政府広報オンライン「個人情報保護法上の安全管理措置」の視聴

個人情報取扱事業者において、取り扱う個人データの漏えい等の防止、その他個人データの安全管理のために講じなければならないとされる、必要かつ適切な措置について具体的な手法を例示しながら紹介するもの。

(URL https://www.gov-online.go.jp/prg/prg25177.html)

③ 政府広報オンライン「個人情報の取扱いに関する規律等の整備とお役立ちツールのご紹介」の視聴 個人情報取扱事業者は、個人データを適正に取り扱うため、基本方針を策定することや安全管理措置とし て具体的な取扱いに係る規律を整備することが重要であるところ、これらの規律等の説明に加え、個人情報 保護委員会ウェブサイトに掲載しているお役立ちツールお役立ちツール(自己点検チェックリスト、個人データ取扱要領例等)について紹介するもの。

(URL https://www.gov-online.go.jp/prg/prg25178.html)

④ 政府広報オンライン「個人データの漏えい等事案と発生時の対応について」の視聴

令和4年4月1日から、個人データの漏えい等が発生し個人の権利利益を害するおそれがある場合、個人 情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務化されたことについて分かりやすい解説で紹介するもの。

(URL https://www.gov-online.go.jp/prg/prg24040.html)

個人情報保護委員会URL https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/leakAction/#movie

- (3) 特記事項第8条の2第2項の研修についても、前記(1)及び(2)と同様とする。
- 9 事故発生時における報告(特記事項第9条関係)
 - (1) 特記事項第9条第1項に規定する報告は、次のとおりとする。
 - ア 一先報告

乙において、当該事故が発覚した場合には、直ちに、当該事故に係る個人情報の内容、数量、発生場所、 発生状況等について甲に一先ず報告をしなければならない。

イ 速報

甲の指定する日時(当該事故の発覚の日から起算して最長3日以内を原則とする。)までに次に掲げる 記入様式の例により書面又は電磁的記録を甲に提出しなければならない。

(ア) 記入様式

政府が個人情報保護委員会ウェブサイトにおいて配付している民間事業者用参考資料 [URL https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/leakAction/#report]

(イ) 備考

鑑文については引用法条を省略して単に「次のとおり報告します。」と書き改め、宛先については 甲と書き改めること。

ウ確報

甲の指定する日時(当該事故の発覚の日から起算して最長3週間以内を原則とする。)までに前記イと 同様の方法により甲に提出しなければならない。

- 10 業務等終了時の個人情報の返還又は引渡し(特記事項第10条関係)
 - (1) 甲は、特記事項第10条第1項に規定する返還又は引渡しについて、あらかじめ乙から求めがあった場合 には、当該返還又は引渡しと引換えに次に掲げる事項を記載した書面又は電磁的記録を乙に交付しなけれ ばならない。
 - ア 返還者又は引渡者たる乙の名称等
 - イ 受領者たる甲の名称等
 - ウ この契約又は業務の名称
 - エ 甲が返還又は引渡しを受けた個人情報の名称等
 - オ 甲が返還又は引渡しを受けた日時及び場所
 - (2) 前号に規定する電磁的記録の交付は、甲乙間の協議により、次に掲げる基準の中から定めるものとする。
 - ア PDF形式のファイル

次に掲げるいずれかの方法で乙に対し送信すること。

- (ア) 甲が指定するファイル交換システム、電子申請システム、オンラインストレージシステム等の利用
- (イ) 乙があらかじめ届出をした電子メールアドレスを宛先とする電子メールへの添付 甲があらかじめ指定をした電子メールアドレスから送信するものに限る。
- イ 乙があらかじめ届出をした電子メールアドレスを宛先とする電子メールへの直接記入 甲があらかじめ指定をした電子メールアドレスから送信するものに限る。
- (3) 当該返還又は引渡しと引換えに第1号に規定する書面又は電磁歴記録の交付を要さなかった場合において、当該返還又は引渡しの後相当の期間内に乙から求めがあったときも、前2号と同様とする。
- 11 業務等終了時の個人情報の廃棄(特記事項第10条関係)

- (1) 特記事項第10条第2項に規定する指示は、書面又は電磁的記録で行うものとする。この場合において、 電磁的記録による指示は、前記10(2)の例によるものとする。
- (2) 特記事項第10条第4項に規定する報告は、完全に廃棄又は消去をした旨の証明書(情報の項目、媒体の名称、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面又は電磁的記録)を甲に提出することをもって行わなければならない。ただし、他の法令に基づき乙において一定期間の保管が義務付けられている個人情報等については、乙は、廃棄又は消去をすることができない個人情報等の概要に関する情報(情報の項目、媒体の名称、数量、廃棄又は消去をしない根拠法令、責任者、法令に基づき予定される廃棄又は消去の年月日)を当該証明書に記載すれば足りる。
- (3) 前号の証明書の提出については、前記4の例によるものとする。
- 12 定期的報告(特記事項第11条関係)

特記事項第11条第1項に規定する定期的報告は、次のとおりとする。

(1) 開始時報告

ア 対象

この特記仕様書の交付があった場合全て

イ 時期

次に掲げるその都度とする。

- (ア) この契約の期間の開始の日又は業務において利用する個人情報等の乙における取扱いの開始の日の いずれか早い日から1月以内
- (イ) この契約の期間又は業務において利用する個人情報等の乙における取扱いの期間が1年以上である場合には、毎年4月中(末日が閉庁日である場合には翌開庁日まで)

ウ内容

乙は、本件事務に係る個人情報の取扱いの開始時(前記イ(イ)の場合にあっては、報告の日)における前記7に規定する責任体制、責任者、作業場所、運搬方法、送付方法、研修その他の安全管理措置について、別添「安全管理措置に係る報告兼届出書」により甲に報告しなければならない。

(2) 中間報告

ア対象

この契約又は業務において利用する個人情報等の乙における取扱いの期間が1年以上である場合であって、かつ当該期間が後記イの日に係るものに限る。

イ 時期

甲が別に指定するところにより、毎年8月から11月までの間で甲が別に定める日を基準とする。

ウ 内容

乙は、甲の指示があった場合には、前記イの日を基準とする特記事項の遵守状況に係る自己点検を行い、 甲が指定する電子申請システム等に入力しなければならない。

13 死者情報の取扱い(特記事項第15条関係)

乙が業務を行うために死者情報を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2項から前項 までと同様である。

(注) 甲は鳥取県、乙は受注者をいう。

別添様式「安全管理措置に係る報告兼届出書」

調査項目	内 容	
1 受注者の名称等		
(注) 受注者とは、県との契約等における名称を	□ 鳥取県競争入札参加資格者	
問わず、個人情報の保護に関する法律第66条	□ 鳥取県出資法人(出資比率:□ 全部 □ 2分の1以上 □ 4分の1以上 □ 4分の1未満)	
第2項各号に掲げる者に該当する場合のもの	□ 個人事業主 □ 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの	
をいいます。以下同じ。	□ その他()
2 業務に係る作業所属の名称		
3 業務に係る責任者の役職の名称		
4 業務に係る緊急連絡先	① 電話番号	
	② 電子メールアドレス	
5 業務に係る従事者(責任者を含む。)の人数		
6 個人情報保護関連資格等の有無	□ プライバシーマーク (Pマーク) □ ISMS	
	□ その他の資格()
	□ 個人情報保護関係の損害保険に加入	
7 個人情報保護に関する社内規程等の有無	□ 個人情報の利用、保存、廃棄等に関する管理規程、手順書、手引書等	
	□ 個人情報の漏えい、紛失、滅失、盗難等に係る事故発生時の対応規程、手順書、手引書等	
	□ 個人情報保護についての従業員との雇用契約、誓約書等への明記	
	□ その他の規程()
	□ 規程なし	
8 個人情報保護に関する研修の実施	□ 次に掲げる頻度において	
	│ │ □ 業務において利用する個人情報の取扱い開始前に	
	□ 年 回(直近の実施年月日: 年 月)	
	▶ 各責任者及び従事者において次のとおり実施済み	
	□ 特記仕様書8(2)①から④までに掲げる研修動画の視聴	
	□ 次に掲げる研修又は教育	
)
	□ その他()

9 f	固人情報保護に係る内部点検	・検査・監査の方	
法等	学		
10 ∌	養務において利用する個人情報	最を取り扱う作業場所等の管理体制	
(注) 作業を鳥取県の庁舎内部	でのみ行い、かつ、受注者が、鳥取県所有のパソコン、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には、記入不要で	す。ただし、
	作業を鳥取県の庁舎内部で	のみ行い、かつ、受注者所有の電子計算機を使用する場合には、(3)中「電磁的媒体」の項、(5)、(6)及び(7)に限り	記入してくだ
	さい。		
(1)	作業場所の所在地	〒	
(2)	作業場所の入退室管理	① 作業場所の入室可能人数	
		□ 上記5の従事者(責任者を含む。)のみ	
		□ 従事者以外の入室可(□ 上記外 名 □ その他())
		② 入退室者の氏名及び時刻の記録	
		□ なし(施錠のみ、身分証の提示のみ等)	
		□ あり □ 用紙への記入 □ ICカード等によりID等をシステムに記録	
		□ カメラや生体認証等により特定個人の入退室時刻を記録	
		□ その他()
		□ その他()
(3)	個人情報の保管場所	① 紙媒体(用紙)	
		□ 鍵付き書庫 □ 耐火金庫 □ 専用の保管室 □ 取扱いなし	
		□ その他()
		② 電磁的媒体	
		□ 鍵付き書庫 □ 耐火金庫 □ 専用の保管室 □ 取扱いなし	
		□ その他()
(4)	作業場所の防災体制	□ 常時監視 □ 巡回監視 □ 耐火構造 □ 免震・制震構造	
		□ その他()
(5)	個人情報の運搬方法	① 紙媒体(用紙)	
		□ 運搬を禁止し、又は行わない	
		□ その他()
		② 電磁的媒体	
		□ 運搬を禁止し、又は行わない	
		□ その他()

(6) 個人情報の送付方法	□ 特記事項第6条及び特記仕様書第4項の定めのとおり、その都度委託者の指定を受けて行います。			
	□ その他()			
(7) 個人情報の廃棄方法	① 紙媒体(用紙)			
	□ 特記事項第10条及び特記仕様書第11項の定めのとおり、業務における利用が不要となった時又は契約終了時のいずれか早い			
	時に、速やかに裁断処理し	ン、証明書を作成し、委託者に提出します。		
	□ その他()	
	② 電磁的媒体			
	□ 特記事項第10条及び特	記仕様書第11項の定めのとおり、業務における利用が不要となった時又は契約終了時のレ	ゝずれか早い	
	時に、速やかに、委託者立会いの元、復元不可能な方法により削除し、CD-R等の外部記録媒体は物理的破壊を行った上で廃棄			
	します。委託者の立会いた	がない場合には、証明書を提出します。		
	□ その他()	
(8) 作業場所外で作業を行う	□ 該当なし(行うことがないため。)			
場合の個人情報保護対策	□ 該当あり(行うことがあるため。)			
	()	
11 業務において利用する個人情報)電算処理における保護対策			
(注1)紙媒体(用紙)のみ取	扱う業務を行う場合には記入	不要です。		
(注2)鳥取県所有のパソコン	タブレット等の電子計算機の	みを使用する場合には、記入不要です。		
(1) 業務において利用する個人	報に係る			
連絡のために用いる電子メー	アドレス			
(2) 作業を行う機器	□ 限定してい	ゝる(ノート(携帯可能)型 台、デスクトップ(携帯不可)型 台)		
	□ 限定してい	いない		
(3) 外部との接続	□ 作業機器に	は外部と接続していない		
	□ 作業機器に	は外部と接続している		
	接続方法	:□ インターネット □専用回線 □ その他()	
	通信の暗号	号化:□ している □ していない		
(4) アクセス制限	□ ID·パ	スワード付与によるアクセス制限を実施している		
	I Dの設定	定方法()	
		ドの設定方法()	
	□ⅠD・パス	ワード付与によるアクセス制限を実施していない		

(5) 不正アクセスを検知するシステムの有無	□ あり(検知システムの概要:)	
	□なし	
(6) マルウェアを検知するシステムの有無	□ あり(検知システムの概要:)	
	□なし	
(7) OS・ソフトウェアの更新	□ 常に最新のものに自動アップデートするものとなっている	
	□ その他(
(8) アクセスログ	□ アクセスログを保存している(保存期間:)	
	□ アクセスログを保存していない	
(9) 停電時のデータ消去防止対策	□ 無停電電源装置 □ 電源の二重化	
	□ その他(
	□なし	
(10) 外国における個人情報の取扱いの有無	□あり	
	□ 外国のサーバ上に個人情報が保存されているが、外国のサーバ上で保存以外の個人情報の取扱いはない	
	□ 外国のサーバ上で個人情報が保存されており、外国のサーバ上で保存以外の個人情報の取扱いがある	
	① 個人情報の取扱いがある外国の名称	
	② 当該外国における個人情報の制度・保護措置等	
	□なし	
(11) その他の対策		